

三木警察署だより ☎82-0110

携帯電話など使用しながらの「ながら運転」厳罰化

運転中のスマートフォンの使用やカーナビなどの画面注視をきっかけに起こる事故が増えています。「ながら運転」は重大事故を引き起こす原因にもなる危険な行為です。走行中「ちょっとくらいなら大丈夫…」とっていませんか。

▼「ながら運転」とは…

- スマートフォンやタブレットの使用
  - ・手に持って通話
  - ・SNSやメールのチェック、メールの送信
  - ・音楽アプリの操作や動画注視
  - ・ゲームアプリで遊ぶ
  - ・地図アプリで目的地などの確認
- カーナビの注視・操作



▼「ながら運転」をすると…

- ・注意がそれ、脇見の時間が長くなる
- ・ブレーキ操作が遅れ、ハンドル操作が不安定になる
- 前方の異変に気付いた時には減速が間に合わず、衝突して死亡事故などの重大な事故になることもあります。
- 携帯電話などの機器は安全な場所に停車してから使いましょう。

▼厳罰化の内容（普通車の場合）

●運転中にスマホなどを使用（保持）  
反則金：6,000円 点数：1点



反則金：18,000円 点数：3点

●さらに事故を起こした（交通の危険）  
反則金：9,000円 点数：2点



反則金：適用なし（反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に）  
点数：6点（免許停止）



**林野火災をなくそう**  
冬から春にかけて、山では枯れ葉や枯れ草が多くなることに加え、空気の乾燥や季節風、フェーン現象などの気象条件から、火災発生の危険性が高い時期となります。林野火災を起こさないために次の点に注意してください。  
・枯れ草などのある火災が起りやすい場所、乾燥している日、風が強い日はたき火やあぜ焼きをしない。  
・喫煙は指定された場所で行い、吸い殻は必ず火を消して、投げ捨ては絶対にしない。  
・火気を使用する場合は、周囲の状況に十分注意するとともに、消火用の水などを必ず準備する。

また、あぜ焼きをするときには、次の点にも注意してください。  
・作業は一人で行わず、必ず地区単位で実施する（地元消防団に警戒を依頼）。  
・あぜ焼き作業の3日前までに（市消防署へ届出をする）。  
・山林や民家に近いところでは、刈り分けをして事前に水をかけしておく。  
・風下から少しづつ火をつける。  
・残り火を放置せず、完全に消火する。  
・風向きなど付近住民の迷惑にならないように行う。  
・あぜ焼きで、廃棄物（一般ごみ、産業廃棄物、剪定した枝木など）を混入して燃やさない。

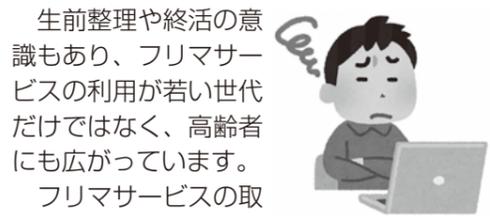


Q & A 消費生活相談

問(市)生活環境課

最近の相談から

- ・フリマアプリを利用し、新品と記載されていた時計を約2,500円で購入した。届いた時計は、ねじの調子が悪く、何度も時間が遅れる。売り手に抗議のメールを送ったが、回答がない。（60代 男性）
- ・インターネットのフリマサービスサイトで20万円分のギフト券を購入し、現金で支払った。受け取ったギフト券は2万円だった。サイト運営業者に抗議したが、個人間取引のため対応しないとされた。（40代 男性）
- ・フリマアプリで車を売った。自動車税は相手方が支払うと約束したが、支払ってくれない。相手が所在不明で連絡が取れず困っている。（20代 男性）



生前整理や終活の意識もあり、フリマサービスの利用が若い世代だけではなく、高齢者にも広がっています。フリマサービスの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることが多いです。理解してから慎重に申し込みをしてください。

【アドバイス】

利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為などを理解しておくことが大切です。トラブルになった場合は、まず、当事者間での話し合いや運営業者に連絡・相談をしてください。話し合いや運営業者に連絡しても交渉が進まない場合は当センターに相談してください。

消費生活相談  
商品や契約に関するトラブル、多重債務に関すること  
▶日時 月・火・木・金曜（第4木曜、祝日を除く）  
午前9時～正午  
午後0時45分～4時  
▶場所 市役所 2階消費生活センター

**75歳以上のドライバーの方へ  
踏み間違い時の安全装置の購入を補助**  
県交通安全室では、アクセルとブレーキの踏み間違い時の安全装置の設置に係る補助金申請を受け付けています。詳しくは県交通安全室のホームページをご覧ください（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk15/koureitenten.html>）。  
▼対象 令和元年10月23日以降に安全装置を設置した75歳以上の運転者（申請者）  
問 兵庫県交通安全室 ☎078-136219072



▲ホームページはこちら



**ガソリンの容器購入について  
本人確認が義務化されました**  
令和元年7月、京都市伏見区で36人もの尊い命が失われる爆発火災が発生しました。この火災により消防法が改正され、2月からガソリンを容器で購入する方の本人確認などが義務化されることとなりました。  
購入の際、次の事が必要となります。  
・購入の際、次の事が必要となります。  
・本人確認をさせていただきます。  
・使用の目的はなんですか？  
この火災により消防法が改正され、2月からガソリンを容器で購入する方の本人確認などが義務化されることとなりました。  
購入の際、次の事が必要となります。  
・購入の際、次の事が必要となります。  
・本人確認をさせていただきます。  
・使用の目的はなんですか？  
ガソリンスタンド事業者は販売に危険で、重大な事故を起こすおそれがあります。  
適正な使用を徹底するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。  
購入の際は、消防法に適合した容器（携行缶）を使用してください。  
問(市)消防本部 予防課  
☎8910171

